

A重油 単価契約仕様書

宮城県白石市

1 適用範囲

本仕様書は、宮城県白石市役所発注におけるA重油（大口・小口）の単価契約に適用する。

なお、本仕様書に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議のうえ、定めるものとする。

2 納入場所 市内各施設

3 購入品目

A重油

区分 大口 1施設あたり1回の注文が6,000リットル以上

対象となりうる施設：市役所本庁舎

小口 1施設あたり1回の注文が6,000リットル未満

対象となりうる施設：上記以外の施設

4 入札方法 1リットル当たりの単価

5 履行期間 令和8年10月1日から令和9年9月30日までとする。

6 契約単価の変更について

物価の高騰若しくは下落その他の経済事情の変化により、契約単価と市場価格等に極端な差異が生じた場合は、発注者又は受注者は相手方に対して協議を申し入れることができる。

A重油（大口・小口）購入契約内容の変更は、経済産業省資源エネルギー庁が毎月公表する石油製品価格調査（地域別）のうち、A重油小型ローリー納入価格の東北局の消費税及び地方消費税を含まない平均価格（小数点以下第2位を切り捨て。以下「月次調査価格」という。）に基づき、契約単価を見直し、変更契約を締結することができる。

（1）契約単価の見直し基準

毎月公表されている月次調査価格と下記アまたはイの週次調査価格を比較し、（2）の算出方法により得た金額と当初契約額（変更契約が行われている場合は直近の変更契約額）の消費税及び地方消費税を含まない金額（以下「原契約額」という。）に2円以上の差異が生

じた場合に契約単価を見直す。

なお、経済情勢の急激な変化により上記によりがたい場合は、受注者は契約単価の見直しに必要な資料を提出して変更の協議を行えるものとする。

ア 変更契約が行われていない場合

当初契約日の直前に公表されている月次調査価格

イ 変更契約が行われている場合

直近の変更契約日の直前に公表されている月次調査価格

(2) 変更契約単価の算出方法

変更契約単価は、次の計算式により算出した金額とする。

$$\text{変更契約単価} = \text{原契約額} \times \frac{\text{公表されている最新の月次調査価格}}{\text{(1) アまたはイの月次調査価格}}$$

※小数点以下第2位を切り捨て

(3) 契約単価変更の協議

契約単価変更の協議を行う場合は、上記(1)の要件に該当することが確定したときから5日以内に「契約単価変更申出書(任意様式)」を相手方に提出し、双方で基準価格の増減を確認して協議を行うものとする。

(4) 変更契約の方法

変更契約の必要が生じた場合は、上記(2)により算定した額を新たな契約単価として契約単価を改定する。原則として契約単価の見直しを行った月の翌月1日付けから適用する。なお、改正の回数は月1回を限度とする。